

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 漁業法により区画漁業の免許について定めた件 四三〇
  - 道路の区域を変更した旨通知があった件 四三三
- 福島県警察本部
  - 落札者を決定した件三件 四三三

## 告 示

### 福島県告示第五百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について平成二十五年八月二十三日次のとおり定めた。

平成二十五年八月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公示番号 別表のとおり
- 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類、名称及び時期
    - 漁業の種類 第二種区画漁業
    - 漁業の名称 別表のとおり
    - 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
  - 2 漁場の位置 別表のとおり
  - 3 漁場の区域 別表のとおり
- 三 免許の制限又は条件
  - 1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
  - 2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
  - 3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
  - 4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しな

- 5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。
- 四 免許予定日 平成二十六年一月一日
- 五 免許の申請期間 平成二十五年八月二十三日から平成二十五年九月三十日まで
- 六 地元地区 別表のとおり
- 七 漁業権の存続期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

別表

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第一号	こい養殖業	本宮市青田字磐森五三七	大谷池	本宮市
内区第二号	こい養殖業	本宮市青田字古城久保	銭瓶池	本宮市
内区第三号	こい養殖業	本宮市岩根字池前一八六	大池	本宮市
内区第四号	きんぎよ養殖業	郡山市富久山町福原字福原一五七の一、一五八の一、一五八の二	上ノ池	郡山市
内区第五号	こい養殖業	郡山市富久山町久保田字北谷六八	善宝池	郡山市
内区第六号	こい養殖業	郡山市字山崎	五百淵池	郡山市
内区第七号	こい養殖業	郡山市深沢二九三	酒蓋池	郡山市
内区第八号	こい養殖業	郡山市大槻町字美女池	美女池	郡山市
内区第九号	こい養殖業	郡山市大槻町字隠居免四四	鎌倉池	郡山市
内区第一〇号	こい養殖業	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	郡山市
内区第一一号	こい養殖業	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	郡山市
内区第一二号	こい養殖業	郡山市安積町成田字丸山二四	知行池	郡山市

内区第二七号	内区第二六号	内区第二五号	内区第二四号	内区第二三号	内区第二二号	内区第二一号	内区第二〇号	内区第一九号	内区第一八号	内区第一七号	内区第一六号	内区第一五号	内区第一四号	内区第一三号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
池 郡山市三穂田町鍋山字七ツ	上 郡山市三穂田町富岡字北池	上 郡山市三穂田町富岡字南池	保九 郡山市三穂田町富岡字大久	橋 郡山市三穂田町川田字上板	郡山市三穂田町駒屋字中沢	郡山市三穂田町川田字被下	郡山市三穂田町川田字高野	木 郡山市三穂田町川田字葉ノ	木 郡山市三穂田町川田字葉ノ	郡山市安積町成田字長山	郡山市安積町荒井字萬海	八九 郡山市安積町荒井字大久保	郡山市安積町成田字長山	郡山市安積町成田字清水台
七ツ池	三本木北池	三本木南池	大久保池	新池	長池	かつぎ下た め池	高野池	新高野池	葉ノ木池	馬場池	万海池	大久保池	海道池	宮ノ前池
郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市

内区第四一号	内区第四〇号	内区第三九号	内区第三八号	内区第三七号	内区第三六号	内区第三五号	内区第三四号	内区第三三号	内区第三二号	内区第三一〇号	内区第三〇号	内区第二九号	内区第二八号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
赤坂五の二 西白河郡西郷村大字真船字	六 西白河郡矢吹町字大久保四	西白河郡矢吹町字松房四一	岩瀬郡鏡石町字大山五三一	四 須賀川市袋田字子は清水四	須賀川市越久字真米二二	須賀川市西川字笹平四八	五の一 須賀川市館ヶ岡字上ノ池二	須賀川市越久字延命池二〇	二二三三 郡山市逢瀬町多田野字堀口	一〇二 郡山市逢瀬町河内字鳥井戸	二〇 郡山市逢瀬町河内字山田一	沢二 郡山市逢瀬町多田野字下北	郡山市逢瀬町多田野字上釜 の前
赤坂ため池	牡丹池	松房池	蓮池	北の内池	真米池	笹平池	上の池	延命池	本沢池	堂尻ため池	山田池	北沢ため池	釜の前池
西白河郡 西郷村	西白河郡 矢吹町	西白河郡 矢吹町	岩瀬郡鏡 石町	須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市

内区第四二号	こい養殖業	西白河郡西郷村大字小田倉 字大沢一	黒森ため池	西白河郡 西郷村
内区第四三号	こい養殖業	南相馬市鹿島区南屋形字除 見一六七	石の宮ため池	南相馬市
内区第四四号	ふな養殖業	南相馬市鹿島区小池字ミタ ラセ六八の一	北沢ため池	南相馬市
内区第四五号	ふな養殖業	南相馬市小高区川房字猿田 一三七	大谷ため池	南相馬市

(水産課)

福島県告示第五百四十七号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に  
ついで道路の区域を変更した旨、平成二十五年六月三日付で東北地方整備局長から次の  
とおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所及び福島  
県土木部道路総室道路計画課で平成二十五年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供す  
る。

平成二十五年八月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
一般国道 一・二一 号	喜多方市関柴町 上高額字割田一 七〇四番一地从 先から 会津若松市高野 町大字中沼字沼 木三一七番一地从 先まで 喜多方市塩川町 大字天沼字原四 九八番一地从先 から	変更前	A 九・四 五五・七	一一、四七〇・〇	上記A B、C、 D及び Eは関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
			B 二二・〇 一四三・二	四、二二〇・〇	

河沼郡湯川村大 字箕川字中谷地 五番一地从先まで 喜多方市関柴町 上高額字割田一 七〇四番一地从先 から 同 市塩川町 大字天沼字原四	変更後	二一・四 一九二・〇	三、九一三・〇
喜多方市関柴町 上高額字割田一 七〇四番一地从先 から 会津若松市高野 町大字中沼字沼 木三一七番一地从 先まで 喜多方市塩川町 大字天沼字原四 九八番一地从先 から	A 九・四 五五・七	一一、四七〇・〇	
河沼郡湯川村大 字箕川字中谷地 五番一地从先まで 喜多方市関柴町 上高額字割田一 七〇四番一地从先 から 同 市塩川町 大字天沼字原四	B 二二・〇 一四三・二	四、二二〇・〇	
河沼郡湯川村大 字箕川字中谷地 五番一地从先まで 喜多方市関柴町 上高額字割田一 七〇四番一地从先 から 同 市塩川町 大字天沼字原四	C 二二・四 一九二・〇	三、九一三・〇	
河沼郡湯川村大 字箕川字中谷地 五番一地从先まで 喜多方市関柴町 上高額字割田一 七〇四番一地从先 から 同 市塩川町 大字天沼字原四	D 二〇・二 一三七・〇	二、二九〇・〇	

福島県警察本部

(道路計画課)

九八番一地先ま	
で	
河沼郡湯川村大	二〇・二)
字箕川字中谷地	
五番一地从から	D 一三七・〇
同 郡同 村大	
字桜町字八日町	
一一三番一地从	
まで	
河沼郡湯川村大	一六・四)
字桜町字八日町	E 一一三・三
一一三番一地从	
から	
会津若松市高野	
町大字中沼字西	
坂才甲七〇二番	
一地从先まで	

福島県警察本部公告第76号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年8月23日

福島県警察本部長 名 和 振 平

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許証追記システム装置等（センター分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
60,902,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月28日

(会 計 課)

福島県警察本部公告第77号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年8月23日

福島県警察本部長 名 和 振 平

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許台帳ファイリング装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
95,256,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月28日

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第78号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年8月23日

福島県警察本部長 名 和 振 平

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
運転免許証作成事務用システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
100,170,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月28日

(会 計 課)